別記様式第１号(第四関係）

北条地区活性化計画

鳥取県北栄町

令和５年２月

１　活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	北条地区活性化計画						
都道府県名	鳥取県	市町村名	北栄町	地区名	北条地区	計画期間	令和5年度～令和9年度

目　標　：

北条地区では、人口減少及び少子高齢化が顕著に進んでおり、当該地区の基幹産業である農業に大きな影響を及ぼしている。

このような中、本事業で再整備を行う道の駅「北条公園」の周辺において、鳥取県を東西に結ぶ山陰道のうち、県内唯一のミッシングリングである山陰道北条道路及び国道313号北条ジャンクションの建設が進められており、開通後は、広域的な道路ネットワークの形成により、人とモノの動きが大きく変化することが予想されている。

この機会を捉え、交通の要衝に位置する道の駅の再整備を行い、再整備後の道の駅の地域振興施設（農林水産物直売施設及び飲食提供施設）を販売強化の拠点とし、農林水産物の消費拡大による農業所得の向上を図る。このことが、生産意欲の向上に繋がり、基幹産業である農業を活性化させることで、北条地区全体の活性化を目指すものである。

具体的な目標として、以下の３点を掲げる。

本事業で整備する道の駅の地域振興施設において、

①年間販売額を335百万円とする。

②28人の雇用を創出する。

③年間入込客数を330千人とする。

目標設定の考え方

地区の概要 ：

北栄町は、平成17 年に旧北条町と旧大栄町が合併してできた町で、鳥取県の中央部に位置している。全町域の約7割を田畑と山林が占めており、町の南部には、中国地方最高峰である大山の火山灰が降り積もってできた黒ぼく土の肥沃な大地が広がっている。一方で、北部は日本海に面し、東西約13km に及ぶ砂丘海岸となっており、その背後には約15 ㎢にも及ぶ北条砂丘が広がっている。

本計画の対象である北条地区は、合併前の旧北条町を区域としており、面積は約2,078ha、北栄町の４割弱を占める。

北条地区においては農業が盛んであり、主にらっきょう、ぶどう、長芋、白ねぎ、芝等が栽培されている。とりわけ砂丘芝は、東京オリンピック・パラリンピックのメイン競技場である新国立競技場に採用されるほど高品質な芝である。また、砂丘地で栽培されたぶどうを活用したワイン造りが行われており、中四国地域では最古のワイナリーが地区内に存在する。海岸沿いには、平成17年に建設された９基の風力発電施設（市町村運営では日本最大級）が立ち並んでおり、白砂青松の景色や周辺農地と一体となって魅力ある砂丘地の景観を形成している。

道の駅は、オートキャンプ場を併設する県内唯一の道の駅である特性を有しているほか、周辺には観光農園が立地し、白砂青松の環境の中で様々なアクティビティを体験することができる。このような自然豊かな環境を残しつつ、山陰道北条道路及び国道313号北条ジャンクションの開通によって、再整備後の道の駅は、交通の要衝に立地することとなる。

現状と課題

北条地区が有する豊かな農林水産資源を活用し、基幹産業である農業の活性化を図るため、以下の現状と課題を踏まえた展開が必要である。

①人口減少

北条地区の人口は、H7：7,812人をピークに減少を続け、H22：7,535人→R2：7,079人と、直近10年間の人口減少率は6.1％である。［国勢調査］

②農業を取り巻く環境

北条地区の基幹産業である農業を取り巻く環境は非常に厳しく、農家数及び農業就業者数の減少、農家の高齢化は、①に示す人口減少率を超えて顕著である。

・農家数　　　　　　H22：402戸　→　R2：266戸（減少率：33.8%）
・農業就業者数　　　H22：664人　→　R2：532人（減少率：19.9%）
・農家の高齢化率　　H22：73.5%　→　R2：86.2%（増加率：12.7%）　［農林業センサス、国勢調査］

③販売拠点としての道の駅の機能不足

道の駅は、元々公園施設であったものを平成５年に道の駅登録したものである。この経過から、道の駅が本来有する地域振興機能（農林水産物直売施設及び飲食提供施設）を十分に持ち合わせておらず、地域で生産された農林水産物の販売強化の拠点としての役割を果たせていない。

④北条地区が有する豊かな農林水産資源、自然環境

北条地区は、豊かな農林水産資源を有しており、その中でも、らっきょう、ぶどう、長芋、白ねぎ、芝等の品質は極めて高い。また、素材としての販売だけでなく、近年では、それらを活用した加工品の生産も一部に見受けられ、女性を中心に積極的な活動が行われている。

道の駅は、オートキャンプ場を併設する県内唯一の道の駅である特性を有しているほか、周辺には観光農園が立地し、白砂青松の環境の中で様々なアクティビティを体験することができる。

今後の展開方向等

＜道の駅を核とした北条地区の活性化＞

①農林水産物の消費拡大

道の駅が有する地域振興機能（農林水産物直売施設及び飲食提供施設）を核とし、農林水産物直売施設では地元で収穫された新鮮な素材を、飲食提供施設ではそれらを活用した「ここでしか食べられない」メニューを提供することにより、農林水産物の消費を拡大し、農業所得の向上を図る。このことが、農家の生産・出荷意欲の向上、ひいては北条地区の基幹産業である農業の活性化に繋がることを期待する。

②ブランド化された商品開発の推進

北条地区が有する豊かな農林水産資源を活用した加工品開発等、６次産業化の取り組みが見られることから、素材のままでの販売のみに拘らず、道の駅を新たな拠点として、商品開発や地域ブランドの確立による高付加価値化に向けた取組を展開する。この取組は、道の駅の指定管理者と積極的に連携し、行うものである。

③アウトドア、観光農園との連携

オートキャンプ場を併設する県内唯一の道の駅である特性を活かし、道の駅とアウトドアの連携による取組を推進する。具体的には、農林水産物直売所で取り扱う新鮮な素材を手軽にオートキャンプ場のアウトドア空間で楽しむことができるサービスの提供、反対に、オートキャンプ場で提供された素材を道の駅での購入に繋げることで、道の駅とアウトドアの連携による相乗効果を期待する。このことは、国土交通省が令和元年度に公募した重点「道の駅」にあたって企画及び提案し、認定を受けているものである。

また、北条地区が有する豊かな農林水産資源について、道の駅での「食」の体験に留まらず、観光農園とも連携を図り、「食」以外のアクティビティを提供することで、地域資源への理解を深め、農業の担い手となるきっかけ作りとなることを期待する。

上記①～③の取組を展開することにより、農業所得向上を図り、新規就農者を増やすことで、農業従事者の確保を図る。

＜参考＞町上位計画への位置付け

北栄町まちづくりビジョン及び北栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略（いずれも令和２年改訂）の双方に、道の駅再整備の取り組みを位置付けている。

２ 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

（１）法第５条第２項第２号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名（事業メニュー名）	事業実施主体	交付金希望の有無	法第５条第２項第２号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別	備考
北栄町	北条地区	地域資源活用総合交流促進施設（地域連携販売力強化施設）	北栄町	有	ハ	

（２）法第５条第２項第３号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

（３）関連事業（施行規則第２条第３項）

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
北栄町	北条地区	道の駅北条公園リニューアル整備事業	国土交通省 倉吉河川国道事務所	駐車場、トイレ、道路情報提供施設、休憩施設 （本交付金事業との重複はなく、用途・目的により事業を区分し、適切に按分している。）
北栄町	北条地区	道の駅北条公園再整備事業	北栄町	駐車場、屋内外遊具、駅舎附属棟、自動二輪車駐輪場（同上）

（４）他の地方公共団体との連携に関する事項

３ 活性化計画の区域

北条地区（鳥取県北栄町）	区域面積	2,078ha

区域設定の考え方

①法第３条第１号関係：

当該区域の総面積は2,078haで、このうち農林地の面積は1,040haであり、総面積に対する農林地の占める割合は約50%である。

［出所：農林業センサス］

これは、町全体の総面積に占める農林地面積の割合である約55%と同等である。

また、当該区域の全就業者全就業者数3,821人のうち、農業就業者数は532人で、13.9%を占めており、当該区域は、町全体のうち農林漁業が重要な地域である。［国勢調査］

②法第３条第２号関係：

北条地区の人口は、平成７年の7,812人をピークに減少を続け、平成22年に7,535人、令和２年には7,079人と、直近10年間の人口減少率は6.1%である。北条地区の基幹産業である農業を取り巻く環境は非常に厳しく、農家数の減少（H22：402戸→R2：266戸、減少率：33.8%）、農業就業者数の減少（H22：664人→R2：532人、減少率：19.9%）、農家の高齢化（H22：73.5%→R2：86.2%、増加率：12.7%）は、人口減少率を超えて顕著である。［農林業センサス、国勢調査］

このような中、道の駅「北条公園」の周辺において、山陰道北条道路及び国道313号北条ジャンクションの建設が進められており、開通後は、広域的な道路ネットワークの形成により、人とモノの動きが大きく変化することが予想されている。この機会を捉え、道の駅を再整備し、道の駅の地域振興施設（農林水産物直売施設及び飲食提供施設）を農林水産物等の販売強化の拠点とすることは、当該地区の基幹産業である農業の活性化、ひいては地区全体の活性化に繋がるものと考える。

③法第３条第３号関係：

当該区域に、市街地を形成している区域は存在しない。

４　活性化事業の実施に関する事項 【該当なし】

（注）農地法、農振法、都市計画法の特例措置を必要とする場合に記載すること。
（注）権利の移転等を伴う農地転用等の場合には、「10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項」を記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

１　活性化事業の用に供する土地に関する事項

土地番号	土地の所在	地番	地目		面積	土地利用区分		特例措置	備考
			登記簿	現況		農用地区域の内外	市街化調整区域の内外		
①									
②									
③									

２　施設の整備の内容

施設番号	種別	施設の種類	（当該施設が農振法上の農用地等に該当する場合は〇）	規模・用途等	土地番号 （土地の所在）	備考
①						
②						
③						

５ 活性化事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合の記載事項 【該当なし】

（注）農地法第４条に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「（別添１）農地法の特例措置」を添付すること。

１ 概要

転用の時期	
転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	

２ 省令第7条各号の要件に該当する旨及びその理由

（注）省令第7条第1号に該当する旨及びその理由のみ記載すればよい。
（注）農用地区域からの除外を要さない場合、記載は不要である。

「４ 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号ヘ	（1）	
	（2）	
規則第7条第1号ト		

３ その他参考となるべき事項

６ 活性化事業の用に供するため開発行為（農振法第15条の２第１項）を行う場合の記載事項 【該当なし】

１ 活性化事業の用に供する土地を農用地等以外の用に供する場合の記載事項

（１）「４ 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について

		規則第７条第１号に該当すると判断した理由
規則第７条第１号イ		
規則第７条第１号ロ		
規則第７条第１号ハ		
規則第７条第１号ニ		
規則第７条第１号ホ		
規則第７条第１号へ	（１）	
	（２）	
規則第７条第１号ト		

（２） その他参考となるべき事項

２ 活性化事業の用に供する土地を農用地等の用に供する場合の記載事項

（注）農振法第15条の２第１項に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「（別添２）農振法の特例措置」を添付すること。

１ 工事予定年月日	着手　年　月　日　～　完了　年　月　日
２ 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要	
３ 防災措置の概要	
４ その他参考となるべき事項	

7　都市計画法に関する記載事項（農林漁業等振興等施設整備事業に関する事項）【該当なし】

（注）特定開発行為若しくは建築行為等（法第5条第11項）に対し、都市計画法に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。
　また、「（別添３）都市計画法の特例措置」を添付すること。
（注）特定開発行為若しくは建築行為等を行う者から都道府県知事への許可申請が別途必要であることに留意すること。

1　特定開発行為を行う場合の概要

開発区域に含まれる土地	
開発区域の面積	平方メートル
開発の目的、予定建築物の用途	
工事予定年月日	着手　年　月　日　～　完了　年　月　日

2　建築行為等を行う場合の概要

建築物の種別	
建築物を建設しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在	
建設しようとする建築物、用途の変更後の建築物の用途	
工事予定年月日	着手　年　月　日　～　完了　年　月　日

８　市民農園（活性化計画に市民農園を含む場合）に関する事項 【該当なし】

（1）市民農園の用に供する土地（農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ）

土地の所在	地番	地目		地積（㎡）	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

（2）市民農園施設の規模その他の整備に関する事項（農林水産省令第2条第4号ハ）

整備計画	種別		構造		建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物								
工作物								
計								

（3）開設の時期　　　　（農林水産省令第2条第4号二）

９　多面的機能発揮促進事業に関する事項 【該当なし】

組織名：

１　多面的機能発揮促進事業の目標

（１）　現況

（２）　目標

２　多面的機能発揮促進事業の内容

（注）実施する多面的機能発揮促進事業のうち、農用地保全事業に該当する内容のみを記載すればよい。

（１）　多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域（省令第２条第５号ロに関する事項）

①　種類（実施するものに○を付すること）

1号事業		
		農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成20年法律第78号。以下「多面法」という。）第３条第３項第１号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 （農地維持支払交付金）
		多面法第３条第３項第１号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 （資源向上支払交付金）
	2号事業（中山間等地域等直接支払交付金）	
	3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）	

②　実施区域

（２）活動内容等

①　省令第２条第５号ハの事業（多面法第３条第３項１号の事業）

１）事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

2）活動の内容

イ　多面法第3条第3項第1号イの活動

ロ　多面法第3条第3項第1号ロの活動

②　省令第2条第5号ニの事業（多面法第3条第3項2号の事業）

1）農業生産活動の内容

2）農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

③　省令第2条第5号ホの事業（多面法第3条第3項3号の事業）

1）自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容

2）1）の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動内容

3　省令第2条第5号ホに関する事項（多面的機能発揮促進事業の実施期間）

10　農林地所有権移転等促進事業に関する事項 【該当なし】

（注）権利の移転等を伴う農地転用等の特例を必要とする場合に記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

事　　項		内　　容	備　考
（１）農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針			
（２）移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法			
（３）権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等			
	① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
	② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
	③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
（４）農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項			
	① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件		
	② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

11　活性化計画の目標の達成状況の評価等

目標として設定した数値については、道の駅開業後、指定管理者から年度毎に報告される数値（レジ通過者数等）をもとに町が目標達成状況を評価するとともに、その内容検証も併せて実施し、結果を公表する。 目標達成のためのフォローアップのため、指定管理者、国、県、及び関係機関との連携を十分に図る。